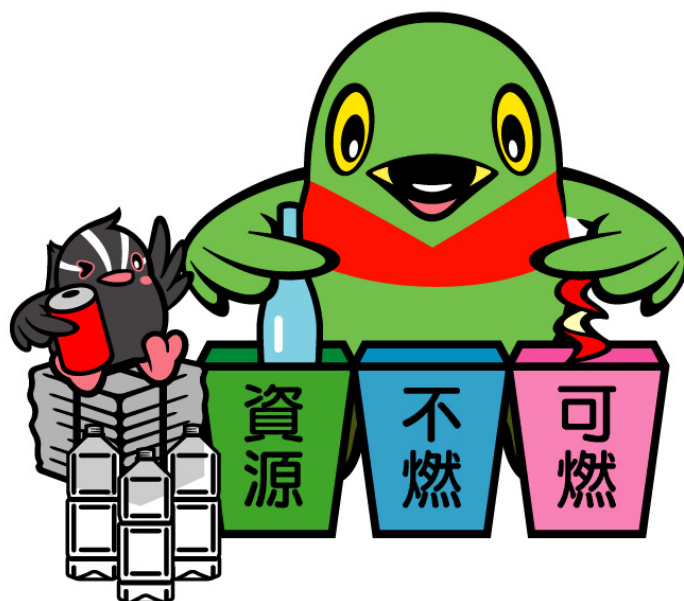


三郷市 一般廃棄物処理基本計画

水と緑を大切にした環境にやさしいまちづくり

概要版



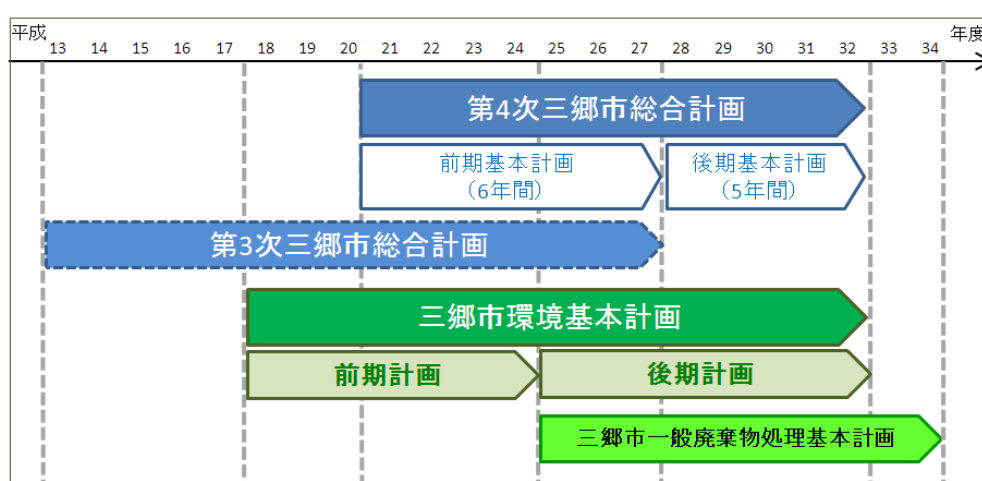
平成25年3月
三郷市

■一般廃棄物処理基本計画の概要

“一般廃棄物処理基本計画”は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものであり、その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐり今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討します。

三郷市における一般廃棄物処理基本計画は、第4次三郷市総合計画の「ごみの減量と廃棄物の適正処理」および「公共下水道整備の推進」を具体化するための計画です。また、「三郷市環境基本計画」（平成18～32年度）における廃棄物および生活環境分野の関連計画です。

計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とし、平成29年度を中間目標年としています。



■三郷市が目指す『まちづくり方針』（第4次三郷市総合計画より）

施策 2-4 ごみの減量と廃棄物の適正処理

『ごみの減量と分別の意識啓発』

- 市民や事業者の意識啓発
- 町会・自治会・各種団体との連携
- リサイクルセンターの活用

『ごみの適正処理の推進』

- 一般廃棄物の適正な処理
- 産業廃棄物の適正な処理
- 広域的なごみ処理の推進

施策 2-5 公共下水道整備の推進

『環境に配慮した下水処理の推進』

- 公共下水道（污水）の整備
- 早期水洗化のための支援

『下水道事業の安定運営の推進』

- 適切な維持管理及び計画的・段階的な改築・修繕



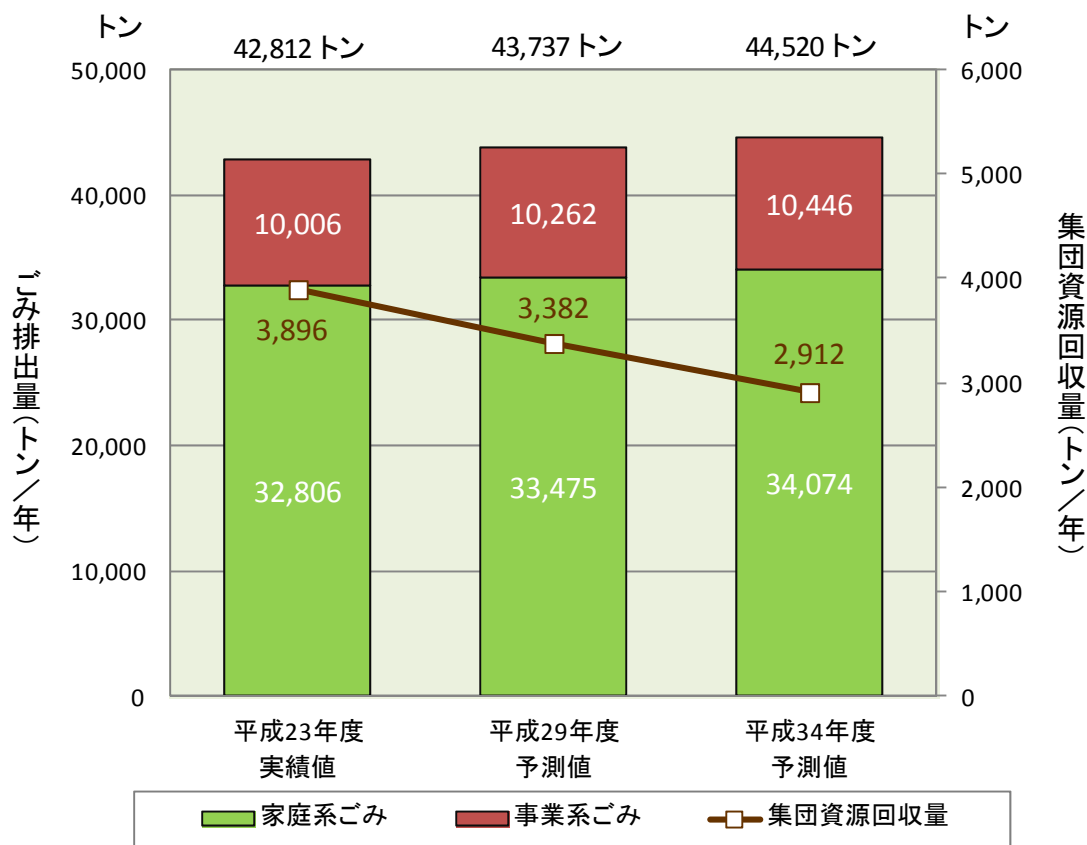
ごみ処理基本計画

■将来予測

家庭系ごみ^{注1}と事業系ごみ^{注2}は、微増傾向になると予測されます。これは、人口増加と今後のつくばエクスプレス沿線地域の整備に伴う三郷中央駅周辺土地区画整備事業をはじめとした都市開発による大型商業施設や飲食店の増加によるものです。

一方、地元の集団資源回収登録団体（町会・自治会・子ども会・PTA等）による集団資源回収は約25%減少すると予測されます。これは、小学校就学児童数の減少に伴う登録団体の減少などが要因です。

今後、三郷市は、資源物回収に関して、集積所（ステーション）での回収から住民主体の集団資源回収^{注3}への移行を積極的に進めて行く計画です。



※上記「家庭系ごみ」の数値は、「不燃物選別可燃ごみ」を差し引いた数値となっています。

注1 「家庭系ごみ」とは、家庭系一般廃棄物と呼ばれ、生活の中から出されるごみを指します。三郷市では、「もえるごみ」「もえないごみ」「資源びん・かん」「有害ごみ」「資源古紙」「布類」「ペットボトル」「粗大ごみ」の8区分となっています。

注2 「事業系ごみ」とは、事業系一般廃棄物と呼ばれ、産業廃棄物を除く事業活動に伴って出たごみを指します。これには、食堂から出た調理くず、食べ残し、商店からのダンボール、包装材、事業所からの紙ごみなどが含まれます。

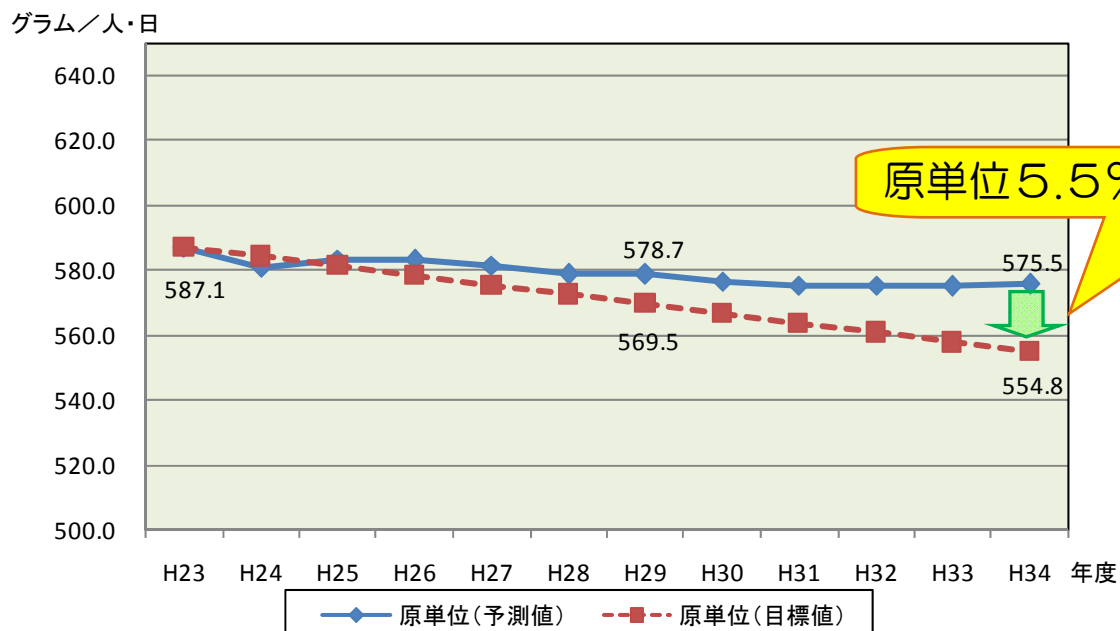
注3 集団資源回収で回収される資源は、資源古紙（新聞紙・雑誌・ざつがみ・段ボール・紙パック等）及び布類

■目標の設定

目標年度である平成34年度と中間目標年度の平成29年度に、家庭系もえるごみの1人1日あたり発生量（原単位）の削減と、ごみ資源化率・総資源化率の向上を指標とした目標値を設定します。

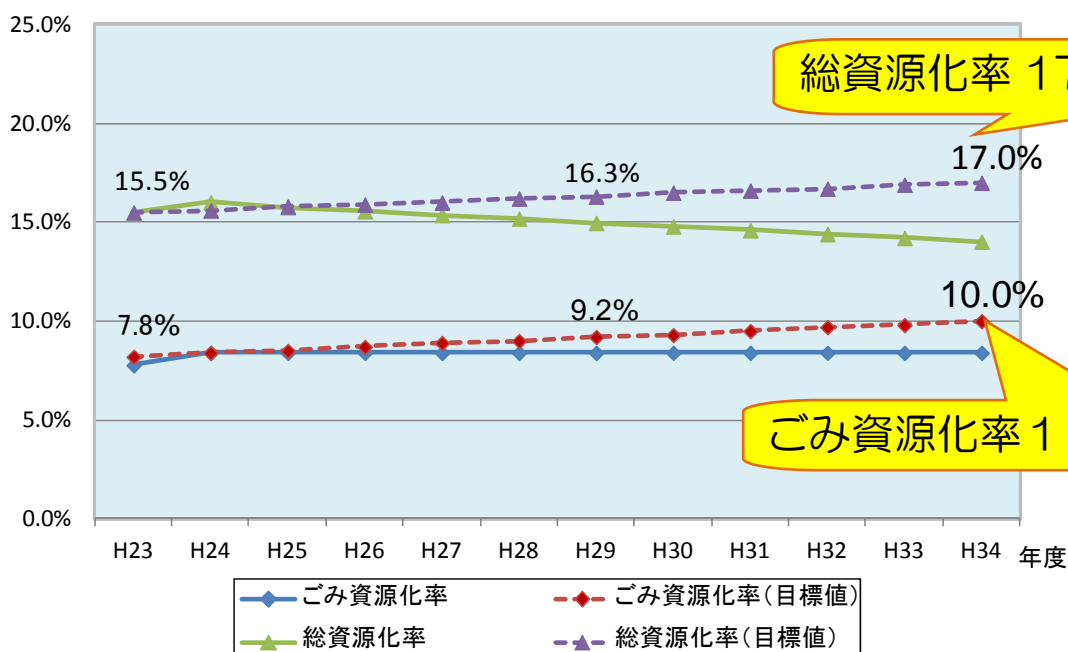
原単位目標

平成34年度の原単位目標値を、平成23年度比5.5%削減の554.8グラム/人・日とします。



資源化率目標

平成34年度の目標値を、ごみ資源化率10%、総資源化率17%とします。



A. ごみ資源化率

$$\frac{\text{中間処理施設での資源化量} + \text{直接資源化量}}{\text{家庭系ごみ収集量} + \text{事業系ごみ収集量} - \text{不燃物選別可燃ごみ}}$$

B. 総資源化率

$$\frac{\text{中間処理施設での資源化量} + \text{直接資源化量} + \text{集団資源回収量}}{\text{家庭系ごみ収集量} + \text{事業系ごみ収集量} + \text{集団資源回収量} - \text{不燃物選別可燃ごみ}}$$

■目標達成のための施策

三郷市は、前頁の目標を達成するために、以下の施策を推進します。

生ごみの減量化



もえるごみ原単位の減量達成のために、各家庭での、生ごみ量の削減を目指します。生ごみ処理機の補助金は継続して実施します。

「ざつがみ」リサイクルの推進



資源である紙類がもえるごみとして排出されることを防止するため、ざつがみ^{注4}分別を推進します。



家庭でできる“ごみ減量化”への取組

- ❖ 生ごみ削減
 - ・しっかりと水切りをする
 - ・野菜等の廃棄量を減らすために、計画的な購入を心がける
 - ・生ごみ処理容器等を活用する
- ❖ 「ざつがみ」リサイクル
 - ・ざつがみを資源古紙として分別し、リサイクルする

ごみ分別とリサイクル品目の拡充

家庭系ごみ

- | | |
|----------|---------|
| ①もえるごみ | ⑤もえないごみ |
| ②資源びん・かん | ⑥有害ごみ |
| ③資源古紙 | ⑦粗大ごみ |
| ④布類 | ⑧ペットボトル |



【追加品目例】

- ⑨プラスチック製容器包装^{注5}
- ⑩充電式電池（二次電池）
- ⑪使用済小型電子機器

事業系ごみ

- ①もえるごみ
- ②もえないごみ



【追加品目例】

- ③ペットボトル
- ④資源古紙

目標年度の平成34年度に向けてリサイクル品目の追加を検討します。本取組により、資源化率の向上を目指します。



リサイクルセンターの建設



現在稼働中の「三郷市一般廃棄物不燃物処理場」は、創業以来25年以上が経過しており、建物・リサイクル設備ともに老朽化が著しい状況です。今後のリサイクル品目の追加や搬入量増加に備えて、本施設に代わるリサイクルセンターの新設を推進します。

注4 「ざつがみ」とは、紙リサイクルマークが印刷された紙製容器等のほか、お菓子等の紙製容器、包装紙、はがみ、紙封筒、ポスター、カレンダー等が該当します。

注5 「プラスチック製容器包装」とは、プラマークが印刷されたプラスチック製容器のほか、シャンプーや洗剤容器等のボトル類、マヨネーズ等のチューブ類、卵パック・コンビニ弁当容器等のカップ・パック類、トレイ類、果物梱包のネット類、キャップ類、ポリ袋・ラップ類、発泡スチロールの緩衝材類が該当します。

生活排水処理基本計画

■生活排水の現状

単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の家庭から排出される台所排水等の生活雑排水は、未処理のまま道路側溝や水路を通じて河川へ放流されているのが現状です。

また、生活排水の汚濁負荷量は、生活雑排水（27g/人・日）が、便汚水（13g/人・日）よりも高いことから、生活雑排水処理を促進することによって、河川等への環境負荷低減が期待できます。

このような背景から、平成12年に浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽（し尿のみを処理）の新設が原則禁止となりました。

■基本方針

三郷市では、原則として市内全域を下水道化し、生活排水処理の適正化を図るものとしています。しかし、現行の制度では、市街化調整区域等、当計画の目標年度までに下水道整備が完了しない区域があります。そこで、そのような区域については「合併処理浄化槽」による整備を行います。

合併処理浄化槽には、次の特徴があります。

- ❖ 生活排水を排出源で処理して放流するため、身近な河川などで水質改善効果が見られ、住民の方々が水環境保全を実感できます。
- ❖ 管路施設が不要で、工事期間が短期間（7～10日間程度）で済むため、早期に改善効果が現れます。

■目標の設定

し尿処理計画

生活排水処理基本計画では、し尿汲み取り便槽の水洗化及び生活雑排水処理に取り組み、目標年度（平成34年度）までに生活排水未処理人口を、段階的に0（ゼロ）にすることを目標とします。

| 区分 | 平成23年度 | 平成29年度 | 平成34年度 (推計値) | 平成36年度 |
|------------------|---------|---------|-----------------|---------|
| 総人口(人) (A) | 133,318 | 128,086 | 124,310 | 122,800 |
| 生活排水処理人口(人) (B) | 95,046 | 115,277 | 124,310 | 122,800 |
| 公共下水道 | 85,779 | 94,314 | 105,297 | 109,690 |
| 合併処理浄化槽 | 9,267 | 20,963 | 19,013 | 13,110 |
| 生活排水未処理人口(人) | 38,272 | 12,809 | 0 | 0 |
| 単独処理浄化槽(既存) | 33,887 | 10,616 | 0 | 0 |
| し尿汲み取り便槽 | 4,385 | 2,193 | 0 | 0 |
| 生活排水処理率(%) (B/A) | 71.3 | 90.0 | 100.0 | 100.0 |

(注)生活排水基本計画では、“中川流域別下水道整備総合計画”により推計された人口を利用しています。

上表「平成36年度」は、“三郷市公共下水道基本計画”（平成22年3月）における計画目標年度です。

浄化槽処理基本計画

本計画は、目標年度までに公共下水道整備が完了しないと思われる市街化調整区域において、し尿汲み取り便槽または単独処理浄化槽によるし尿処理を行う市民に対して、合併処理浄化槽転換整備事業を開始し、目標年度までに市街化調整区域の全域を網羅することとします。

なお、合併処理浄化槽整備事業は、三郷市の財政状況を勘案し、以下の点を考慮しつつ整備を進めます。

- ① 市街化調整区域内で単独処理浄化槽を設置している専用住宅の生活排水処理の合併処理浄化槽化を進め、身近な公共用水域で水質改善効果が顕著に図られる区域を優先します
- ② 費用対効果が見込まれる区域を優先します
- ③ 平成34年度の目標年度に、市街化調整区域内に居住している市民の100%を合併処理浄化槽により整備します
- ④ 平成29年度の間目標年度には、市街化調整区域内に居住している市民の50%を①、②を考慮して優先的に浄化槽による整備を行います

■補助制度の概要

市街化調整区域内の専用住宅に居住する個人が、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽を合併処理浄化槽に転換する場合に設置費用等の一部を助成する制度です。

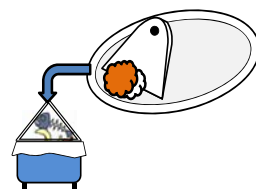
- ❖ 設置費用の4割が補助されます。設置に係る個人負担は6割となります
- ❖ 既設単独処理浄化槽の処分費の一部が補助されます
- ❖ 配管費の一部が補助されます

国庫補助対象額(設置費用の4割)

| | | |
|------------|------------------|-------------|
| 個人負担 6割 | 地方負担(市・県) 2/3 | 国庫補助 1/3 |
|------------|------------------|-------------|

家庭でできる“生活雑排水汚濁負荷低減”への取組

- ❖ 台所からの汚濁負荷の削減
 - ・ 調理くずや食べ残しは、くずとりネットなどで回収して排水管に流さない
 - ・ 食器や鍋等のひどい汚れや油は、紙やスクレーパー等で拭いてから洗う
 - ・ 味噌汁やめん汁等は、残して捨てることのない量を作る
 - ・ 使えなくなった油は、流しに流さない
 - ・ 生ごみ処理容器等を利用し、生ごみの減量化・堆肥化を行う
- ❖ 洗濯からの汚濁負荷の削減
 - ・ 洗濯は、生分解性の高い石けんを適量使う
 - ・ 洗濯は、糸くずを取る糸くずフィルターを付ける
- ❖ 側溝からの汚濁負荷の削減
 - ・ 家の前の側溝にゴミを捨てない
 - ・ 定期的に側溝を清掃する
- ❖ 河川への汚濁負荷の削減
 - ・ 河川には、家庭から出る排水やゴミを捨てない



三郷市一般廃棄物処理基本計画



三郷市一般廃棄物処理基本計画

<概要版>

平成25年3月 発行